

死亡届の提出に伴い、届出人の方に下記の書類をお渡ししています。（休日、時間外に届出の場合は郵送します。）お早めに担当課で手続きをなさってください。

亡くなられた方が次の場合		手続き	本庁担当課	必要なもの
国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	被保険者証の返却又は修正 葬祭費の申請 (葬祭費の受け取りは口座振込になります)	保険課 (本館1F北) 24-8842	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証（世帯主が亡くなられた場合は、世帯全員のもの） 認印（喪主） ・ 通帳（喪主） 喪主を証明するもの（会葬礼状、埋火葬許可証等） ※喪主以外の口座に振込む場合は、喪主の委任状が必要です	
国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方	受給者証の返却		<ul style="list-style-type: none"> 高齢受給者証 	
印鑑登録をされていた方	印鑑登録証の返却		<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証 	
住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードの返却	市民課 (本館1F北) 24-8810	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳カード 	
国民年金に加入又は受給されていた方	普通年金事務所（62-1662）又は市民課までお問い合わせください。		<ul style="list-style-type: none"> 年金証書 年金手帳 	
児童手当・こども医療・母子医療・児童扶養手当などを受けていた方	こども医療、ひとり親家庭等医療受給者証の返却 ----- 手当の資格喪失、変更の手続き等	子育て支援課 (本館1F南) 24-8808	<ul style="list-style-type: none"> 各受給者証 印鑑・通帳・児童扶養手当証書等必要書類はお問い合わせください。 	
心身障害者用医療受給者証、障害者手帳をお持ちの方	受給者証、手帳の返却	福祉課 (本館1F南) 24-8805	<ul style="list-style-type: none"> 各受給者証、手帳 ・ 印鑑 	
バイク(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕作業用)をお持ちの方	使用されない場合：廃車届出 継続して使用される場合：名義変更(軽自動車の場合は軽自動車協会でも廃車、名義変更が必要です)	税務課 (別館1F) 24-8804	廃車の場合→印鑑、ナンバープレート、標識交付申請書 名義変更の場合→標識交付申請書、印鑑	
軽自動車等の名義の方				
固定資産等の名義の方	納税義務者の変更		変更届を1~2ヶ月程度で郵送します。ご記入の上返送ください。	
介護保険の被保険者の方	保険証の返却	高齢者支援課 (本館1F南) 24-8807	各受給者証	
水道の使用名義者	電話または来庁して名義変更、又は水道の中止を申し出てください。	水道お客様センター 24-8818		



丸亀市役所

- ・本庁（代表）23-2111
- ・綾歌市民総合センター（代表）86-2311
- ・飯山市民総合センター（代表）98-2251
- ・本島市民センター 27-3222
- ・広島市民センター 29-2030